

# 令和元年度第9回

## 十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和元年12月17日

場所 十和田市役所別館1階会議室

令和元年度第9回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館 1階会議室

2. 開 会 日 時 令和元年12月17日(火) 午後2時01分

3. 閉 会 日 時 令和元年12月17日(火) 午後2時28分

4. 出席農業委員(17名)

2番	小田正喜君	3番	外山康仁君
4番	小笠原和男君	5番	箕輪展忠君
6番	竹浦寿広君	7番	野崎さち子君
8番	中野渡稔君	9番	北上稔君
10番	國分弘志君	11番	甲田稔君
12番	豊川洋人君	13番	小川正孝君
15番	杉山秀明君	16番	中野均君
17番	米田一典君	18番	山崎誠一君
19番	力石堅太郎君		

5. 欠席農業委員(1名)

14番 新屋敷より子君

6. 欠員農業委員(1名)

1番

7. 出席農地利用最適化推進委員(12名)

旧和田町	白山雄治郎君	旧和田町	中屋敷鉄男君
三本木	関川明君	三本木	山端敏行君
四和	根岸始君	切田	若沢弘幸君

切 田	中川原 彰 造 君	大深内	立 崎 和 寿 君
伝法寺	小笠原 秋 彦 君	東 部	山 端 至 誠 君
藤 坂	松 田 賢 志 君	六日町	竹ヶ原 竹 夫 君

8. 欠席農地利用最適化推進委員（2名）

深 持	下久保 トキ子 君	大深内	工 藤 武 彦 君
-----	-----------	-----	-----------

9. 会議に付した案件

報告第42号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第43号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第44号	農地の転用事実に関する照会について
報告第45号	農用地利用配分計画の認可について
議案第54号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第55号	公売買受適格者の証明について
議案第56号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第57号	十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第58号	農地転用事業計画変更承認に係る意見について
議案第59号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

10. 議事録署名委員

5番	箕 輪 展 忠 君	6番	竹 浦 寿 広 君
----	-----------	----	-----------

11. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	今 泉 卓 也	事務局 次長	高 橋 克 彦
事務局 農地係長	越 田 守	事務局 主査	山 崎 和 也
事務局 主査	中野渡 礼 央	事務局 主査	椛 木 信 人
事務局 主査	吉 田 武 範		

12. 書 記

事務局 主査	椛 木 信 人
--------	---------

議 長（力石堅太郎君）本日の欠席通告者は、14番 新屋敷 より子 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和元年12月6日に告示招集いたしました、令和元年度第9回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。5番 箕輪 展忠 委員、6番 竹浦 寿広 委員を指名いたします。

議 長（力石堅太郎君）会議書記には、椛木 信人 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（力石堅太郎君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第42号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）1ページをお願いいたします。報告第42号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページから4ページは、農地法によるものが11件で今後は、41番、42番、43番、46番、49番、50番は、賃借予定。44番は、機構へ切替予定。45番、47番、48番、51番は、売買予定です。あっせんの希望はありません。5ページは、中間管理事業によるものが1件で今後は、借人の変更です。協力金の返還はありません。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第42号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第43号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）6ページをお願いいたします。報告第43号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。7ページから12ページです。今回は18件で、全て相続による所有権の取得です。あっせんの希望はありません。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、賃借中などとなっております。85番の現況の一部は宅地と原野、87番、91番、92番の現況の一部は宅地となっております。なお、相続等を受けた農地が、農地以外の用途となっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第43号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第44号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）13ページをお願いいたします。報告第44号農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。14ページです。今回の照会は4件6筆で、現地調査は12月6日に実施し、法務局への回答は、12月10日に行っております。37番は、高松病院の東側です。市道を拡張した際の残地と思われ、細長い形状で農地に適さず、長期間農地として利用されておらず、今後も農地利用が見込まれないことから非農地と回答。38番は、井戸頭団地の北側です。①は、昭和60年建築の車庫があり、一部は駐車スペースとなっております。②は、昭和47年建築の住宅敷地の一部で、道路残地となっている。このことから30年以上車庫等に利用されていることから非農地と回答。39番は、白山工業の東側です。①、②共に、平成7年建築の住宅及び附属家に付随した庭として利用されており、20年以上庭として利用されていることから非農地と回答。40番は、桜平婦人ホームから東に約370メートル先です。20年以上前から雑木が自生し、相当な高さや密度になっており、一部に杉が植林されている。また、傾斜が急で農地として利用に不適なことから非農地と回答。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第44号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第45号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）15ページをお願いいたします。報告第45号農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。令和元年度第5回総会8月20日開催議案第33号及び、第6回総会9月18日開催議案第39号で承認されたものです。16ページです。賃借権の合計は、3件、5筆、7,763平方メートルです。期間の方は、124番、125番が10年、126番が5年です。17ページです。使用貸借の合計は、2件、2筆、2,121.16平方メートルです。期間は、2件とも10年です。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第45号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）ここからは議案に入ります。今月、担当した農用地利用調査班は第1班で、調査員は、北上班長、外山委員、野崎委員の3名です。12月6日に現地調査及び市役所別館4階会議室での聴取調査を行っております。

議長（力石堅太郎君）次に議案第54号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）18ページをお願いいたします。議案第54号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、19ページから23ページになります。以上です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。9番 北上 稔 委員、お願いします。

報告委員（北上稔君）第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は、所有権移転が10件、賃借権設定が11件、使用貸借による権利の設定が1件、合計22件となっております。まず、所有権移転ですが、申請番号63番から20ページの71番までは、相手方要望による売買です。72番は、長男の妻へ贈与するものです。21ページからは貸借です。申請番号43番から23ページの53番までは、労力不足により賃貸借を行います。54番は、経営移譲するため、親から子へ使用貸借するものです。これらの申請の許可要件についてですが、所有権移転及び賃貸借権設定の申請に関する、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様のご審議をお願い申し上げます。

議長（力石堅太郎君）北上委員、ご苦労様でした。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第54号は許可することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第55号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）24ページをお願いいたします。議案第55号公売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める件です。なお、当該適格者が最高価買受申出人等になり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする。25ページです。今回は、3件、5筆で、令和元年7月の第4回総会報告第23号で全て農地と報告済みのものです。入札は、3番、4番は令和2年1月10日、5番は令和2年1月14日。売却決定納付期限日は、3番、4番は1月17日、5番は1月21日です。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第55号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第56号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）26ページをお願いいたします。議案第56号十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。27ページです。契約期間満了に伴う再設定です。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第56号は要請することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第57号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）28ページをお願いいたします。議案第57号十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。

29ページから30ページです。賃借権の合計は、6件、16筆、45,640平方メートルです。期間は、32番から37番全てが10年です。34番が経営転換協力金の対象になります。31ページから32ページです。使用貸借の合計は、3件、22筆、90,332平方メートルです。期間は、58番、60番が10年、59番が20年です。59番が経営転換協力金の対象となります。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第57号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第58号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）33ページをお願いいたします。議案第58号農地転用事業計画変更承認に係る意見について。農地法第5条第1項の規定により、許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。34ページです。平成元年に住宅建築で転用許可済みでしたが事業が困難となったため、その土地に別の承継者が、住宅建築として事業計画の変更するものです。35ページです。こちらも同様に、昭和55年に住宅建築で転用許可済みでしたが事業が困難となったため、その土地に別の承継者が、住宅建築として事業計画の変更するものです。どちらの案件も、5条申請されております。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第58号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第59号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）36ページをお願いいたします。議案第59号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、37ページから38ページになります。以上です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。3番 外山 康仁 委員、お願いします。

報告委員（外山康仁君）それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。今月の第5条の農地転用申請は、8件です。申請番号39番と40番の転用事由は、ともに普通住宅の建築です。この2件は先ほどの議案第58号で転用計画の変更について承認されたものです。これらの譲受人は、現在、それぞれアパート及び貸家に居住していますが、39番は高齢の両親と同居するため、また、40番は子供が大きくなり手狭となったため、それぞれ自己住宅を建築するものです。申請番号41番は、貸家の建築です。転用事業者は管工事業が本業ですが、会社経営の安定を図るため今後建築事業にも力を入れるとのことです。今般貸家1棟の建築を計画したものです。申請番号42番と43番は同一箇所、譲渡人も同一です。42番は倉庫の建築で、申請地の近くで電気工事業を営む譲受人が、既存の敷地が手狭なことから申請地に倉庫を建築しようとするものです。43番は42番の隣接地で、仕事をリタイヤした譲受人が、親戚が住む十和田にIターンして、自己住宅を建築するものです。申請番号44番は、資材置場及び駐車場の整備です。申請地の近くで精米機の製造と販売業を営む譲受人は、資材置場が旧町地区にあり遠くて不便であることから作業の効率化を図るため申請地を選定したものです。申請番号45番と46番は、同一事業者です。45番は非農地を併用して農畜産物販売施設を建築するとともに、あわせて駐車場等の施設を整備するものです。建物の面積は約500坪、駐車台数は約300台の計画です。なお、申請地の一部は農振農用地区域に含まれていたことから、転用申請前に農振除外の手続きを行い、11月15日付で農振除外が完了しています。46番は、ボーリングにより地質調査を実施するため、一時転用するものです。申請地においてカントリーエレベーターの新設を計画しているとのことで、計画の前段階として地質調査を行うものです。申請地の場所ですが、申請番号39番は、さつき幼稚園から東に約100メートル先で

す。40番は、オトミチ硝子の南西約200メートル先です。41番は、市営住宅若葉団地の南側です。42番と43番は、十和田工業高校から北に約300メートル先です。44番は、ホンダ・カーズ十和田十和田湖通り店から南に約150メートル先です。45番は、高松病院から東に約250メートル先です。46番は、イオン・スーパーセンター十和田店から西に約900メートル先です。次に農地区分についてですが、申請番号39番から42番までは都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。43番と44番は、農用地区域内にある農地以外の農地であり、いずれの要件にも該当しない農地として、第2種農地のその他の農地に該当します。45番は、第1種農地に該当しますが、農業用施設の建築であることから、不許可の例外となります。申請番号46番は、農振農用地区域内農地ですが、期間3年以内の一時転用であることから、不許可の例外となります。以上、現地調査と聴き取り調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）外山委員、ご苦勞様でした。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第59号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和元年度第9回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時28分 —————